

# 令和7年度 羽生市指定地域密着型サービス事業者募集要項

## 1. 公募の趣旨

羽生市では、「第9期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めることとしています。

地域密着型サービスの整備に当たっては、サービスの質の確保と地域バランスに配慮し、より良いサービス提供が見込まれる事業者を公平・公正に選定するために、公募により事業者を選定するものです。

## 2. 公募する地域密着型サービスの種類（令和8年度整備）

	地域密着型サービスの種類	整備区域 (日常生活圏域)	必要整備数
1	小規模多機能型居宅介護	市内全域	1か所 (登録定員29名以内)

### 注意事項

- ・整備箇所数は、原則、上記を予定していますが、すべての公募事業者が計画している総定員数やサービスの提供形態の違いによっては、整備予定箇所数を変更する場合があります。
- ・原則として、羽生市住民（被保険者）のみが、利用可能（保険給付の対象）となりますので、十分ご注意ください。

《参考：日常生活圏域》

圏域	地区
西部	西、羽生、新郷、岩瀬、川俣、上羽生の一部（1000番台、2000番台）
南部	中央、南、須影、手子林、南羽生、上羽生の一部（400番台）
東部	東、北、井泉、三田ヶ谷、村君

## 3. 応募要件

- (1) 応募時点において、事業者が法人格を有していること。
- (2) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 事業者及び代表者が税金等を滞納していないこと。
- (5) 事業者及び代表者について、次に掲げる者でないこと。
  - ・暴力団（羽生市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - ・暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にあるもの。

- ・その代表者等（法人にあっては役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等であるもの。
- (6) 施設等の建築行為を伴う場合は、用地に係る公法上の制限、その他建築に際して必要な手続き等について、事前に各関係機関等に確認を行うこと。
- (7) 令和9年4月1日までにサービス提供の開始が見込まれること。
- (8) 事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (9) 現に介護保険サービス事業を運営していること。

#### 4. 公募のスケジュール概要

期 間	内 容
令和7年10月27日（月）	公募要項等配布開始
令和7年10月27日（月）～ 令和7年11月7日（金）	質問事項の受付期間
令和7年11月17日（月）	質問事項への回答の掲示を開始
令和7年11月17日（月）～ 令和7年12月19日（金）	応募受付期間
令和8年1月	書類審査
令和8年2月中旬（予定）	羽生市介護保険運営協議会による審査及び選考 （プレゼンテーションを実施）
令和8年3月上旬	事業者決定・選考結果通知を発送

#### 5. 質問事項の受付・回答

- (1) 受付期間  
令和7年10月27日（月）から令和7年11月7日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法  
書面（参考様式をホームページに掲載）により、原則として電子メールで提出してください。  
E-mail : silver@city.hanyu.lg.jp
- (3) 回答方法  
令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）までの間、羽生市ホームページに掲載します。

#### 6. 応募の手続き

- (1) 提出書類  
別紙「提出書類及び添付書類一覧」のとおり
- (2) 提出方法  
事前に電話連絡の上、高齢介護課窓口へ持参してください。  
・提出書類は「提出書類及び添付書類一覧」の順に並べ、フラットファイル等を用いて左側を

綴じて提出してください。また、フラットファイル等の表紙と背表紙に、「地域密着型サービス公募申請書」、「サービスの種類」、「法人名」を記載してください。

- ・各提出書類は原則としてA4判で作成してください。図面等でA4以上となる場合はA3サイズで作成し、A4サイズに折りたたんでください。
- ・書類名が分かるように、項目ごとに文字表記（略称可）のインデックスを付けた仕切り紙を挟んでください。

### (3) 提出部数

正本1部、副本15部（正本の写し可）

### (4) 受付期間

令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）

（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

## 7. 指定予定事業者の選定について

### (1) 事業者の選定方法

- ①事業者の選定は、羽生市介護保険運営協議会の意見聴取などを経て、市長が選定します。
- ②審査の方法は、提出された事業計画書などに基づき、書類審査及び羽生市介護保険運営協議会において事業者ごとの企画提案説明（プレゼンテーション）の聴取を行います。プレゼンテーションの日時については、後日ご連絡します。
- ③書類審査及びプレゼンテーションでは、より質の高いサービスを確保する観点から、実施事業の確認や指定基準の達成、本事業に対する考え方、理解度及び運営体制について総合的に審査します。
- ④今回の募集において、応募者がいない場合又は審査の結果により、基準に従って適正な事業運営が見込まれる応募者がいなかった場合は、指定事業者なしとする場合があります。

### (2) 審査結果の通知

- ①事業者に対し、文書で通知します。
- ②審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けませんので、ご了承ください。
- ③次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としません。
  - (イ) 提出書類に不備がある場合。
  - (ロ) 提出書類に虚偽の記載がある場合。

### (3) 指定における審査・評価のポイント

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、とりわけ質の高いサービスの確保を目指すことから、可能な限り質の高いサービス提供が見込まれる事業者を指定するために、次のような視点等により、審査及び評価を行い、事業者を選定します。

事業計画書等の提出にあたっては、具体的に記入し、既に取り組んでいるものについては、マニュアル等参考資料として提出できるものが整備されている場合は、別途提出していただいても構いません。

### ①事業所設置法人に関する事項

運営理念や社会福祉事業のこれまでの実績や取組み、運営状況等について

### ②事業所に関する事項

勤務する職員の資格等の採用方針や事業所予定地の選定理由、設備・運営等について

### ③サービス提供に関する事項

サービスの質の向上のための取組み、サービス提供の基本方針や地域との連携について

### ④その他指定に関し必要と認める事項

## 8. 地域密着型サービスの基準について

地域密着型サービスの基準は、「羽生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を参照してください。

## 9. 応募に際しての留意事項

### (1) 申請に対する費用負担

応募に関して要した費用は、すべて申請者の負担とします。また、指定後の事業計画の頓挫または指定されなかったことによる一切の損害等について市は責任を負いません。

### (2) 提出書類の変更の禁止

公募の公平性を期すため、羽生市が一旦受理した書類については、内容の変更は認められません。ただし、申請締め切り期限前の差し替えは可能です。

### (3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

### (4) 追加資料の提出等

追加資料の提出は、認められません。ただし、申請締め切り期限前の提出は可能です。

### (5) 基準の遵守

応募にあたっては、「羽生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、「介護保険法」、「建築基準法」、「消防法」等の関係法令及びその他の基準省令等を遵守し、基準に適合した内容により応募してください。

### (6) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

### (7) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、審査の対象としないほか、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

### (8) 応募内容の具体性

応募にあたっては、具体的な内容のものを提出してください。

## 10. 補助金について

「羽生市公的介護施設等整備事業補助金」の対象となる予定ですが、埼玉県補助金を財源とした補助金であるため、国及び県との協議等により不交付となる可能性もあります。

なお、市独自の補助金はありませんのでご了承ください。

補助金利用を希望する場合でも、資金計画は当該補助がないものとして策定してください。

## 11. 問合せ先・提出先

- 担当部局 羽生市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係
- 住 所 〒348-8601 羽生市東6丁目15番地
- 電話番号 048-561-1121 (内線166)
- FAX 048-560-3073
- E-mail silver@city.hanyu.lg.jp

別紙 提出書類及び添付書類一覧

	提出書類	備考	様式
1	公募申請書		様式 1
2	法人登記簿謄本	応募申込前 3 か月以内に発行されたもの	
3	納税証明書	法人及び代表者の納税証明書	
4	誓約書	応募要件を全て満たしていることの誓約書	様式 2
5	決算書等	直近 3 年間の決算書類	
6	法人概要書		様式 3
7	事業概要書		様式 4
8	代表者経歴書	資格等を証する書類を添付してください。	様式 5
9	管理者（予定者）経歴書	資格等を証する書類を添付してください。	様式 6
10	事業計画書	サービス事業を行うにあたっての理念、基本方針等を具体的に記入してください。	様式 7
11	事業スケジュール	開設までの予定表	
12	基本計画図面	事業予定所在地・平面図等	
13	施設整備資金計画書		様式 8
14	収支計画書	事業開始後 3 年分 ※補助金は見込まずに作成してください。	様式 9
15	職員配置関係	定員・従業者数等の計画	様式 10-3